

令和 7 年 7 月 1 7 日

各位

質疑回答書

川崎町都市計画基礎調査・都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託公募型
プロポーザル企画提案書等に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

通番	質疑内容	回答
1	・実施要領： <u>P7_8. 企画提案書等の提出について</u> 様式 10 は A4 用紙となっていますが、A3 用紙での提出は可能でしょうか。 また、A4 様式となる場合、枚数制限はあるのでしょうか？	公表されている様式（A4）に従ってご提出をお願いいたします。 様式 10 に記載のとおり、片面 1 枚でまとめてください。
2	・実施要領： <u>P7_8. 企画提案書等の提出について</u> A3 用紙片面 3 ページ以内とあるが、A4 用紙での提案は可能でしょうか？ その場合、A4 用紙 6 ページ以内での提案になるのでしょうか？	実施要領に記載のとおり「A3 用紙片面 3 ページ以内」での提出となります。 A4 用紙での提出は認められません。
3	・プレゼンテーション実施要領： <u>発表資料について</u> プレゼンテーションの際、追加提案や提案書の内容と異なる説明は認めないとありますが、モニターに投影するデータは、提案内容自体を変えなければ、説明しやすいよう多少構成等を変えることは可能でしょうか？ それとも提出した提案書をそのままモニターへ投影する必要があるのでしょうか？	投影するデータは、提出した提案書そのままモニターに投影してください。 ただし、説明の際に用いる言葉については、内容の趣旨を逸脱しない範囲で、分かりやすく伝えるための調整は可能です。
4	・仕様書： <u>P6_第 21 条(住民意向調査の実施)について</u> 「LINE 等を活用した意向調査」については、川崎町が所有・運営する LINE 等、既にあるアカウントを活用し、情報発信するという認識でよろしかったでしょうか。	お見込のとおりです。

5	・仕様書：P9_庁内会議について p4 記載の「27. 庁内会議の対応（7 回開催を想定）」の作業内容は、p9 記載の「第 33 条（策定委員会の対応）」と同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	固定資産課税台帳に登録されている土地と家屋（官民間わず）について、地目、面積、場所（住所）、建築完成日、建築用途等のデータを提供いただくことは可能でしょうか。 また、提供可能な場合、各物件の位置が地図上でわかる状態のデータ（GIS データ）はありますでしょうか。	固定資産課税台帳のデータ及び GIS データについては、契約締結後に提供可能です。
7	プレゼンテーションについて、説明は管理技術者が行うこととありますが、質疑応答については説明員 3 名以内で回答してよいという理解でよろしいでしょうか。 また、審査員の人数と所属をご教示いただくことは可能でしょうか。	質疑応答については、お見込のとおりです。 また、公平・公正な審査を確保する観点から、審査員の人数および所属につきましては、公表しておりません。
8	住民意向調査について、LINE 等を活用した意向調査についても検討するとありますが、貴町の公式 LINE の活用が可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

9	策定委員会について、7 回程度の開催を予定されておりますが、想定している時期等はございますでしょうか。	策定委員会については、令和 8 年度からの開催を想定しています。開催時期については、事業の進捗に応じて調整いたしますので、現時点では未定です。
10	2 次審査(プレゼンテーション)につきまして、「提出した企画提案書を用いてプレゼンテーションを実施するものとする」、と実施要領に記載されておりますが、別途パワーポイント等を用いたプレゼンテーションは認められない、という認識でよろしいでしょうか。	2 次審査(プレゼンテーション)において、パワーポイント等のツールをご使用いただくことは可能です。ただし、実施要領に記載のとおり、プレゼンテーションは「提出した企画提案書を用いて実施するもの」となっておりますので、投影する内容は提出済みの提案書を正確に反映したものである必要があります。

以上